

栗山町が目指す地域包括ケアの姿



ちいきほうかつしえん 栗山町地域包括支援センター

住み慣れた地域で暮らしていくため

地域包括支援センターは主任ケアマネジャー、社会福祉士、保健師が中心となって、地域で暮らす高齢者のみなさんを介護福祉・健康・医療など様々な面から総合的に支援します。

ひとりで悩まず相談を

介護や健康のこと、認知症のこと、権利を守ること、地域の困りごとその他さまざまな悩みごとの相談に応じます。電話、訪問、来所などご希望の相談方法で対応させていただきます。相談は無料です。

〒069-1512
栗山町松風3丁目252番地
栗山町役場内1階⑥番窓口

73-2255

お気軽にお電話ください。

開設時間 8:30～17:15

休業日 土日祝日・年末年始



第8期 栗山町 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

～ 健幸で 生きがいをもてる まちづくり ～

栗山町では、令和3年度から5年度までを第8期栗山町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画とし、団塊の世代がすべて75歳以上となる2025年(令和7年)及び団塊ジュニア世代が65歳となる2040年(令和20年)を見据えた中長期的な視点で、高齢者に関する各種保健福祉事業・介護保険制度の円滑な実施に関する総合的な計画として、取り組む課題を明らかにし、その目標を定め、第1号被保険者保険料などを算定しました。

計画の詳細は、町ホームページでもご覧になれます。

計画の基本理念

高齢者が住み慣れた地域で、可能な限り自立した生活を送ることができ、また介護が必要な状態になっても生きがいをもって安心して暮らせるまちづくりを進めます。

介護保険制度改正の主な内容

- 自立支援・重度化防止に向けて取り組む仕組みの制度化(社会福祉法・介護保険法)
- 介護予防・日常生活支援総合事業の対象者の弾力化(介護保険法)
- 要介護認定期間の見直し(介護保険法)
- 高額介護(予防)サービス費、特定入所者介護サービス費の見直し(介護保険法)

第8期計画の柱は・・・

2025年を見据えた
3つのビジョン(将来像)

ビジョン①

生きがいをもちながら、
いきいきとした暮らしを
続けることができる

ビジョン②

すべての高齢者がいつま
でも健幸に暮らすことが
できている

ビジョン③

本人や家族が介護の必要な
状態や認知症になっても、
その人らしい暮らしを続け
ることができる

【8期の基本目標】

1. 生きがい・役割を持て
る地域づくりの推進
2. 介護予防・健康づくり
施策の充実・推進
3. 2025・2040年を見
据えた支援体制の構築
4. 認知症施策の推進
5. 介護福祉学校と町内介
護支援事業所との連携

ビジョンを実現 するための取組

生きがい・役割づくり
社会参加
あんな暮らしなど

介護予防の運動
健康づくり
保健 など

本人・家族への支援
認知症の理解普及
介護人材の確保など

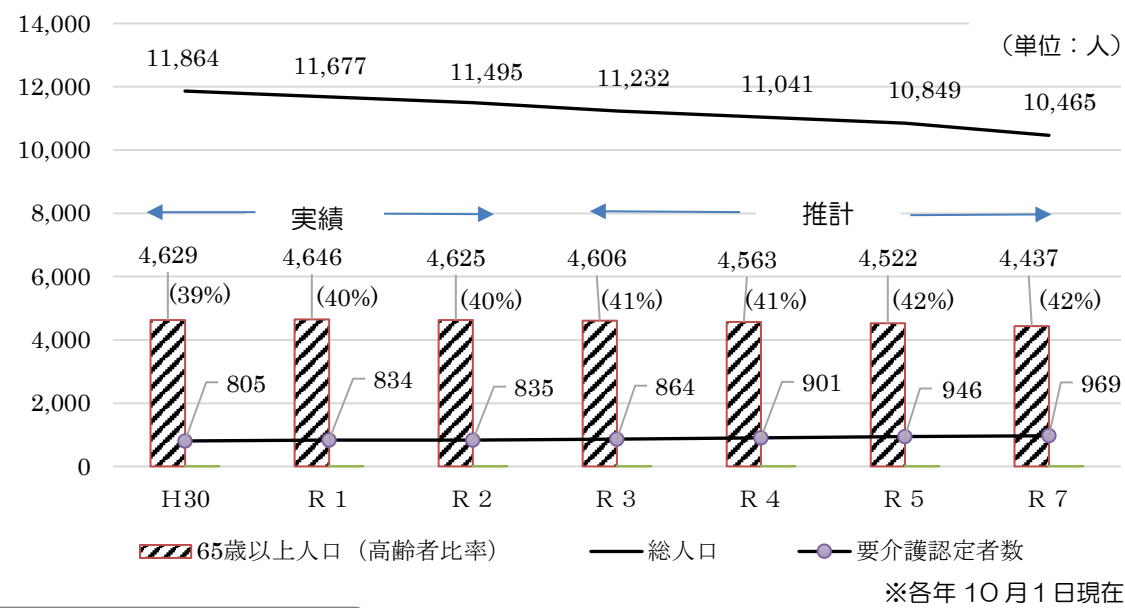


福祉課
高齢者・介護・医療グループ
☎73-7507

栗山町の高齢者数の現状と将来推計

高齢者人口は、令和元年度のピーク以降、徐々に減少しますが、少子化の影響を受け、高齢者比率は依然として上昇します。また、いわゆる団塊の世代の方全員が後期高齢者となる令和7年度には、後期高齢者率は27%に上昇すると予想されます。

※下記、要介護認定者数は、各年9月30日現在の数値（北海道国民健康保険団体連合会）



介護保険給付費等の見込み

推計したサービス利用者数・回数に準じて保険給付費を推計しました。

●介護給付費

(単位：千円)

サービス名	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
①居宅介護サービス	368,058	382,326	398,997	423,431
②地域密着型介護サービス	279,111	284,879	290,908	303,096
③施設介護サービス	530,949	535,543	548,964	552,909
介護給付費計	1,178,118	1,202,748	1,238,869	1,279,436

●介護予防サービス

(単位：千円)

サービス名	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
①介護予防サービス	48,795	51,983	52,836	55,587
②地域密着型介護予防サービス	1,196	1,196	1,196	1,196
予防給付費計	49,991	53,179	54,032	56,783

(単位：千円)

総給付費	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
介護給付費 + 予防給付費	1,228,109	1,255,927	1,292,901	1,336,219

65歳以上の介護保険料

第8期計画では、現行の9段階を継続します。65歳以上の人口推計、保険給付費等の見込み、介護給付費準備基金の残高などに基づき、介護保険料の基準額を算定しました。

その結果、第8期計画期間における介護保険料は、第7期計画期間の介護保険料を据置くこととしました。

なお、低所得者の保険料の軽減強化のため、第1段階から第3段階の保険料の一部を継続して公費で負担します。

第8期計画期間（令和3年度～令和5年度）介護保険料基準額
年額 61,900円／月額 5,162円

段階区分	対象者	割合 ※（ ）は 軽減適用後 の割合	年額保険料 ※（ ）は軽減適 用後の保険料
第1段階	・生活保護受給者の方 ・老齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税の方 ・世帯全員が住民税非課税で、前年の課税対象年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	0.5 (0.3)	30,900円 (18,500円)
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の課税対象年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以上120万円以下の方	0.75 (0.5)	46,400円 (30,900円)
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の課税対象年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える方	0.75 (0.7)	46,400円 (43,300円)
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、前年の課税対象年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	0.90	55,700円
基準額 第5段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、前年の課税対象年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える方	1.00	61,900円
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	1.20	74,200円
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	1.30	80,400円
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	1.50	92,800円
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円を超える方	1.70	105,200円